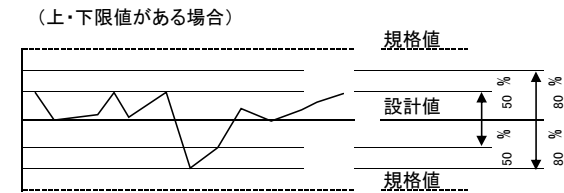


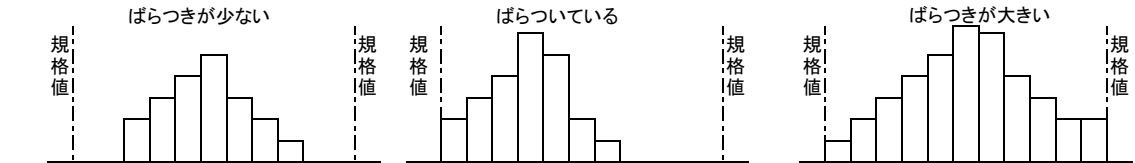
様式土3-9 【記入方法及び留意事項】《土木工事関係》

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方
◎〔管理図の場合〕



注 1、ばらつきの判断は、上記図の上・下限値の50%、80%で a、b、c の判定をする。
2、品質管理点数が少なく、ばらつきの判定が困難なものは、施工管理、品質管理状況、全体の仕上がり状態を工事記録、目視等で確認し、それに応じた評価とする。

◎〔度数表または、ヒストグラムの場合〕(参考)



3. コンクリート構造物のクラックについて
クラックが発生した構造物は、検査の前までにコンクリート診断士等専門家の意見を聴取し、発注者と協議して対応する。
(1) 有害なクラックについては、補修されている場合、「□」コンクリート構造物に有害なクラックがない」の評価項目はチェックしない。補修されていなければ、d以下の評価とする。
(2) 有害なクラック以外は「□」コンクリート構造物に有害なクラックがない」の評価項目はチェックする。
(3) 検査の前までに調査がなされていない場合は指摘票により調査を行い、調査結果に基づき評定する。有害なクラックは、d以下の評価とする。
有害なクラック以外は「有害なクラックはない」の評価項目をチェックするが、a又はa'の評価はしない。
(4) 出来ばえについて、適切な補修等がしてある場合は「クラックなし」とする。
* 上記クラックに関するコンクリート構造物とは、①鉄筋コンクリート(橋梁、樋門、樋管、管渠等)、②重要な無筋コンクリート構造物(ダム(袖部含む)、堰堤、床固、場所打擁壁等)とする。
なお、クラックについては、下記指針等を参考とできるが、専門家の意見が必要。
「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」(日本コンクリート工学協会)、「コンクリート標準示方書〔維持管理編〕」(土木学会)

4. 運用表の記入方法

- (1) 各運用表の該当する項目の□にレマークを記入する。
(2) 該当項目等の%及び個数によりa、(a')、b、(b')、c、d、eを判断し該当記号に○印をつける。
(3) (2)により該当記号を工事成績採点表に写し採点をする。

5. (1)「Ⅲ.出来ばえ」で該当項目が
減った場合の評定の考え方

		該当チェック項目数(個)							
		1	2	3	4	5	6	7	8
評 定 点	a	1	2	3	3	4	5	6	7
	b	1	1, 2	2	2	3	4	4	4
	c	1	1	1	1	1	2	3	3
	d	無	無	無	無	無	1	2	2

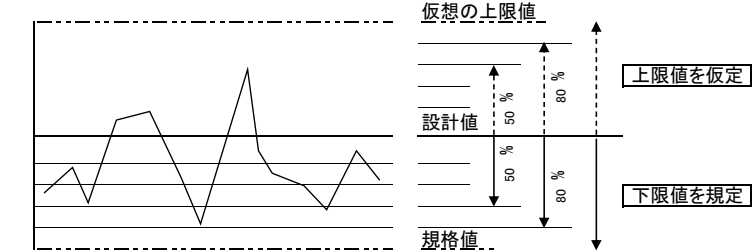
(2) 積雪等により出来ばえの現地検査ができない場合

・監督員が行った段階確認及び出来形確認資料や工事写真等で検査を行うが、構造物等について細部まで詳細に検査することが出来ないため、出来ばえは「C」と評定する。

6. 「品質」

・「河川浚渫工」等の品質管理項目が無い場合等の評定の考え方
・評価対象項目が2項目以下の場合、C評価とする。
・品質管理項目がない場合C評価とする。

(下限値のみの場合)



注 出来形のばらつきの考え方
1. 上限値のない場合は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。
2. 規格値が設計値以上となっている場合は、ばらつき判定の母数に含めない。ただし、ばらつき判定のための全ての規格値が設計値以上となる場合はばらつきを50～80%とみなす。
3. 実測値を設計値とする(施工後の実測値を設計値に反映する)は、ばらつきを50～80%とみなす。
4. 自社施工義務対象工事の舗装工事(オーバーレイ工含む)の平坦性(左右車線を延長で加重平均したもの)が1.2(規格値2.4の50%)を超える場合はa又はa'の評価はしない。
(出来ばえについては、左右の車線いずれかが1.2を超える場合は評価しない。)
5. 1～5の規定に関係なく、「別紙 ばらつき評価項目整理表」の評価対象欄に「ー」と記載されている項目は、ばらつき評価の対象外とする。
6. ばらつき評価の対象とする管理値がない場合は、全体のばらつき評価を50～80%とする。
注 出来形のばらつき判定の仕方
(例1) 吹付砕工・・・法長は上記3、中心間隔は左記1を適用し、工事全体のばらつきを算定する。
(例2) 切削工+オーバーレイ工・・・切削工とオーバーレイ工の厚さは上記1を適用して、工事全体のばらつきを算定する。

2. 多工種複合工種の取り扱い

- (1) 出来形のばらつき
・原則として主たる工種と重要な工種の検査内容(基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長等)のばらつきを算定する。
・ICT土工のばらつきについては、従来の施工管理基準による点数(40m毎の基準高、法長、幅)に、ICT土工のばらつき点数を全検測数で除した割合を掛け、他工種との整合を図る。
(例)ICT土工 分布図に記載されたデータの全数:3,000点 規格値の50%以内:2,700点の場合
施工管理基準による全点数:20点であれば、規格値の50%以内=20×2,700/3,000=18点とする。
(2) 品質・出来ばえ
・原則として主たる工種と重要な工種について評定した上で、低い点数を採用する。